

社会保険ひろしま

第872号

- 令和4年10月より段階的に、パート・アルバイト等の加入義務の対象が拡大します
- 大型連休に伴う届書の提出についてのお願い
- 令和3年4月から外国人脱退一時金の支給対象期間の上限が5年に見直されました
- 国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは…
- 出張相談所開設のご案内（5月）その他
- 協会けんぽは皆さまの健康を支えます！
- 協会けんぽ広島支部の保険料率に変更されました
- 令和3年度健康診断のご案内
- 特定保健指導を実施しております
- 従業員様（40~74歳の方）の定期健康診断結果の提供にご協力ください

4
2021
令和3年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和3年2月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		56,302	55,720
船舶所有者数		272	347
被保険者数	男性	509,617人	389,333人
	女性	315,535人	265,524人
	船員	3,195人	3,267人

日本年金機構からのお知らせ

○令和3年度の算定基礎届事務講習会は、会場へお集まりいただくことに代えて、日本年金機構ホームページに掲載する資料及び動画を皆さまにご覧いただくことにより実施します。

資料及び動画は、5月下旬に日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」等よりアクセスできるページに掲載する予定です。「算定基礎届」の記載方法等、手続きの概要や取扱いの事例集等にもアクセスできますので、ご確認くださいようお願いいたします。

令和4年10月より段階的に、パート・アルバイト等の加入義務の対象が拡大します

現在、501人以上規模の企業で勤務する週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす方は、パートタイマー・アルバイト等の方であっても、被保険者（短時間労働者）となります。

令和4年10月からは、101人以上規模（令和6年10月からは51人以上規模）の企業に勤務するパートタイマー・アルバイト等の方も、一定の要件を満たす方は、被保険者（短時間労働者）として適用することになります。

大型連休に伴う届書の提出についてお願い

例年、5月の連休の前後は年金事務所窓口の混雑や各種届書の提出が集中します。迅速な対応に努めてまいります。以下の2点にご理解・ご留意いただきますようお願い申し上げます。

- ①連休前に受け付けた届書は、健康保険被保険者証の到着までに日数を要することがあります。
- ②届書を提出いただく時期によっては、翌月の保険料告知額に反映できず、翌々月の反映となる場合があります。

令和3年4月から外国人脱退一時金の支給対象期間の上限が5年に見直されました

厚生年金保険または国民年金に6月以上加入している短期在留の外国人の方が、日本から出国後に請求することができる脱退一時金の支給額は、日本の年金制度の加入期間に応じて計算されます。今般の法律改正により、令和3年4月以降、支給額計算の対象となる加入期間の上限が、**3年（36月）から5年（60月）**に引き上げられました。

- ・加入期間が**令和3年4月以降**もある場合 ⇒ **5年**を上限として支給額を計算します
- ・加入期間が**令和3年3月以前のみ**の場合 ⇒ **3年**を上限として支給額を計算します

※脱退一時金には一定の支給要件があります。

国民年金第3号被保険者が海外に転出したときは・・・

昨年4月より、国民年金第3号被保険者の加入要件に、原則として国内に居住していること（国内居住要件）が追加されたため、次のいずれかの手続きが必要です。

海外転出した（日本国内に住民票がない）とき	国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当するとき
<ul style="list-style-type: none"> ▶原則として第3号被保険者資格を喪失します。 ▶国民年金第3号被保険者関係届により、第3号被保険者でなくなったことの届出を提出します。 ※日本国籍の方は任意で国民年金に加入することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶留学生や海外赴任に同行する等の日本国内に生活の基礎がある（海外特例要件）と認められるときは、引き続き第3号被保険者になります。 ▶国民年金第3号被保険者関係届に必要な書類を添付し提出します。

*詳しくは、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご確認ください。

◆ 出張相談所開設のご案内（5月） ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日 (5月4日は祝日のため開催しません。)	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
北広島町	5月27日(木)	10:00~15:30	北広島町役場	予約制 ※2 ① 相談日の前日 ② ※2 参照
竹原市	5月12日(水)	10:00~15:30	人権センター1階会議室 (竹原市中央5-5-17)	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日 (5月4日は祝日のため開催しません。)	10:00~15:30	尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日 (5月3日・5月4日は祝日のため開催しません。)	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館(旧田熊中学校) 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	尾道市向島支所 1階相談待合室	
世羅町	5月20日(木)	10:00~15:30	世羅町役場本庁舎	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107
庄原市	5月19日(水)	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

※2 北広島町役場での年金相談予約申し込みは北広島町役場 町民課国保年金係☎050-5812-1854、芸北支所☎050-5812-2110、大朝支所☎050-5812-2211、豊平支所☎050-5812-1122で受け付けます。

◆ 手話による年金相談のご案内 ※開催の有無につきましては、事前に年金事務所にご確認ください。

会 場	日 時	○毎月第二土曜日(13時~16時)は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。
広島東年金事務所	5月12日(水)	
福山年金事務所	13時~15時	

◆ 年金事務所で年金の予約相談を行っています

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ! 0570-05-4890

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。

送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

全国健康保険協会広島支部からのお知らせ

協会けんぽは皆さまの健康を支えます！

協会けんぽは令和3年度からの3年間、以下の6つのポイントに重点的・集中的に取り組み、皆様の健康を支えます！

1 健診・保健指導の推進

ご家族を含めた生活習慣病の早期発見のため、健診を実施します。また、健診結果をもとに、生活習慣病の予防につなげられるように、生活習慣の改善が必要な方には、保健師等が皆様の生活に寄り添った丁寧な保健指導を実施します。

【協会目標】

- ・健診受診率を65%以上とします。
- ・保健指導実施率を35%以上とします。



4 ヘルスリテラシーの向上

「日常生活の中でできる健康づくり(運動や食生活)」に役立つ情報をお伝えするため、健康講座や動画配信等による健康教育を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組みます。

【健康講座】

- ・生活習慣病予防編
- ・禁煙編
- ・メンタルヘルス編 等

【動画の配信内容について】

- ・運動編
- ・食生活編 等



2 重症化予防

健診の結果、血圧や血糖値の治療が必要な方には、直接お手紙をお送りし、早期に受診いただくようご案内します。これにより、糖尿病や循環器疾患による重症化予防に努めます。

【協会目標】

- ・受診のご案内後、3ヵ月以内に医療機関を受診した方の割合を13.1%以上とします。



5 医療費の適正化

高齢化の進展等により増加する医療費の適正化を進め、皆さまの保険料負担を少しでも軽減できるよう、健康づくりの取組のほか、ジェネリック医薬品の使用促進や上手な医療のかかり方(不要不急の時間外受診を控える等)の啓発等に取り組みます。

【協会目標】

- ・協会けんぽ広島支部のジェネリック医薬品の使用割合を80%以上とします。



3 コラボヘルス

事業所ごとの健康状況が分かるヘルスケア通信簿を被保険者数10名以上の事業所へお渡しし、健康宣言事業を通じて、事業所における健康づくりをサポートします。また、広島県知事が積極的・継続的な取組を行われた事業所を表彰する制度を設けています。

【協会目標】

- ・健康宣言事業所数を全国で70,000事業所以上とします。



6 効率化によるサービス向上

より一層の業務の効率化を図ることで、加入者の皆さまに必要なサービス(傷病手当金、出産手当金等)を迅速かつ確実に提供します。また、窓口での負担額が軽減される限度額適用認定証の利用を促進します。

【協会目標】

- ・傷病手当金、出産手当金等を、申請受付から10営業日以内にお支払いします。



協会けんぽ広島支部の保険料率に変更されました

健康保険料率

給与・賞与の**10.01%**

令和3年2月分(3月納付分)まで



給与・賞与の**10.04%**

令和3年3月分(4月納付分)から

- ◆ 健康保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されているため、都道府県ごとに異なります。広島支部の医療費の伸びが全国平均の伸びを上回ったことが、健康保険料率変更の主な要因です。

介護保険料率

給与・賞与の**1.79%**

令和3年2月分(3月納付分)まで



給与・賞与の**1.80%**

令和3年3月分(4月納付分)から

- ◆ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

令和3年度健康診断のご案内

協会けんぽでは、加入者ご本人(被保険者)様を対象とした「①生活習慣病予防健診」及び加入者ご家族(被扶養者)様を対象とした「②特定健康診査」をご用意しております。

おひとり様につき年度内(令和3年4月～令和4年3月)に1回、協会けんぽが健診費用の補助をいたしますので、是非ご受診ください。

① 生活習慣病予防健診 ～加入者ご本人(被保険者)様の健診(35～74歳の方)～

■ 受診までの流れ

1. 健診のご案内

3月下旬から4月上旬にかけて、生活習慣病予防健診対象者一覧とパンフレットを事業所へ送付します。

2. ご予約

生活習慣病予防健診実施機関に直接ご予約ください。後日、予約した健診機関から必要書類一式が届きます。

※健診実施機関は、事業所へ届くパンフレットもしくは協会けんぽホームページでご確認ください。

3. 受診

保険証、健診機関から届いた書類一式、健診費用をお持ちください。



② 特定健康診査 ～加入者ご家族(被扶養者)様の健診(40～74歳の方)～

■ 受診までの流れ

1. 健診のご案内

4月上旬から順次、受診券とパンフレットをご自宅へ送付します。

2. 受診

協会けんぽから届くパンフレットや市町の広報紙等を確認し、受診場所を決めてご受診ください。

※事前に予約が必要な場合がございます。



特定保健指導を実施しております

■ 特定保健指導とは??

健診を受けて、メタボリックシンドローム等の生活習慣病のリスクが高いと判定された40歳以上の方を対象に、保健師等専門スタッフが一緒に生活習慣を見直して、疾病の予防や重症化を予防しようという取組です。

特定保健指導の流れ



特定保健指導をICTで受けてみませんか?

協会けんぽ広島支部では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、パソコンやタブレット、スマートフォンを使用した特定保健指導を実施しております。

タブレットの無料貸し出しにもご相談に応じます。ご希望の方はお気軽にご連絡ください。



従業員様(40～74歳の方)の定期健康診断結果の提供にご協力ください

協会けんぽでは、労働安全衛生法に基づき、定期健康診断(事業者健診)を受けた40歳以上の従業員の皆さまの健診結果データの提供をお願いしています。※協会けんぽの費用補助を使った生活習慣病予防健診を受診されている方の提供は不要です。

【健康診断結果を提供することのメリット】

定期健康診断(事業者健診)受診後の特定保健指導は約30,000円の費用が発生しますが、診断結果を提供いただくことで無料で受けることができます。

◎詳細につきましては、協会けんぽホームページをご確認ください。

協会けんぽ広島 検索



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康いろは

■お問合せ先■ 協会けんぽ広島支部保健グループ ☎ 082-568-1032(直通)

お問合せ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは
退職日当日まで。
退職後は速やかに保険証
を返却してください。



申請書の
郵送に
ご協力
ください。



協会けんぽ広島支部は、加入者の皆様の健康増進を図ります!

